

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水)

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名 (現に在任する委員 24名)

議長(職務代理者) 13番 越智 要 (会議規則第7条、第8条)

出席委員数 18名

1 矢野 邦男	2 渡邊 節夫	3 大澤 穰兒	4 戸田 修司
5 岡林 興通	8 長野 健二	9 越智 幹男	10 渡邊 昭彦
11 岡 貞義	12 竹田 清隆	13 越智 要	17 津吉利 幸
18 吉井 一浩	19 岡田 勝利	20 藤本 博	21 野間 義郎
23 永井 政則	24 近松 安文		

欠席委員数 6名

6 近本 静信	7 本宮 勇	14 桑田 誠	15 森 京典
16 新居 田守	22 松岡 一誠		

4. 議事に関する職員

局長	越智 直紀
次長	二宮 一成
主査	藤坂 貞仁
主査	谷内 義孝

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第82号

農用地利用集積計画関係(受付番号1~14)

議案第78号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について(受付番号1~13)

議案第79号

農地法第3条の規定による許可申請について(受付番号1~11)

議案第80号

農地法第4条の規定による許可申請について(受付番号1~3)

議案第81号

農地法第5条の規定による許可申請について(受付番号1~17)

議案第83号

農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について

議案第84号

今治市農業委員会耕作届事務処理要綱の一部を改正する要綱制定について

議案第85号

今治市農業委員会農地原形変更に関する指導要綱の一部を改正する要綱制定について

報告第52号

農地法第3条の3の規定による届出について(受付番号1~6)

報告第 53 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ~ 3)

報告第 54 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ~ 6)

6. 議事録

議長（職務代理者） 本日は会長欠席のため、私が職務代理として議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
ただ今から令和2年度第13回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中18名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に8番 長野 健二委員、23番 永井 政則委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第82号 農用地利用集積計画関係について
事務局の説明を求めます。

事務局 [通常利用権1～14] それでは、ご説明いたします。
議案第82号は、今治市長より令和3年1月20日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が、一括方式14件、面積は24,596㎡でございます。
それぞれの小委員会について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全議員（意見、質問なし）
議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全議員（異議なし）
議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 議案第78号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第78号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は矢田にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計511㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は波方町樋口にある農地1筆で、登記地目は田、面積は616㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 3] 申請地は吉海町本庄にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,402 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 4] 申請地は宮窪町友浦にある農地 8 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 4,971 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は宮窪町余所国にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,502 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は伯方町木浦にある農地 17 筆で、登記地目は畑、面積は合計 11,533 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は伯方町木浦にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7,221 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 10 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,682 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は大三島町野々江にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,261 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は大三島町口総にある農地 16 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 9,512 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は大三島町宗方にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 957 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大三島町宗方にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,912 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 [受付番号 13] 申請地は関前岡村にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,347.7 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 13 件、87 筆、面積 50,427.7 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 79 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,977 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2、3] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。譲受人は農地所有適格法人、申請地は 3 筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計 1,189 m²で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4、5、6] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の自営業者、申請地は 4 筆で、地目は田、面積は合計 4,429 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転または、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 3 筆で、地目は田または畑、面積は合計 583 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8、9] 関連議案ですので、一括して説明します。譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 3 筆で、地目は田、面積は合計 1,986 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転または、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 1,293 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 11] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,281 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか

⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適切であると思われまます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適切との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第80号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第80号は農地法第4条の規定による許可申請、第81号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第80号 受付番号1] 申請人は会社員1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は畑、面積は0.44㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。
事業計画につきましては、申請人は、現在県外に居住していますが、実家に帰省する際の駐車スペースが無いため、実家に近接する申請地と隣接する宅地を一体的に利用して、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 申請人は農業者1名、申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、面積は1,271㎡のうち1.16㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては農用地区域内農地ではありますが、申請人が営農型太陽光発電システムを設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いことから農

用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、自己所有地である申請地にサカキを植えて営農を行いながら、支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電システムを設置するため、太陽光パネルの支柱の基礎部分について3年間の一時転用をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

営農型太陽光発電システムが転用許可案件となるのは、今治市にとって今回が初めてになりますので、補足説明をさせていただきます。営農型太陽光発電システムとは、農地に支柱を立てて太陽光パネルを設置し、パネル下部では農業を行うものになりまして、農業と発電事業を両立する仕組みでございます。営農型太陽光発電システムの農地転用につきましては、平成30年の農林水産省通知により取り扱いが定められていまして、太陽光パネルの支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。今回の申請地は農用地区域農地になりまして、通常は太陽光発電施設への転用できませんが、営農型であれば一時転用の取り扱いとなり、要件を満たせば例外的に転用許可可能となります。転用期間は農用地の場合、国の通知により3年以内とされており、3年後も引き続き営農型で事業を続ける場合は、再度、申請書を出して許可を取得しなければなりません。今回の申請では、太陽光パネルの下でサカキを栽培する計画となっており、サカキは半日陰を好む植物になりますので、パネルの下での栽培に適しているということで申請者が選定しています。

申請書類の審査ですが、パネルの下で営農を行うわけですから、通常の農地転用の審査に加えて、パネル下部で適切に営農が継続できる計画となっているか、周辺農地の営農に支障が無いか等を確認することになります。営農型太陽光発電システムの一時転用許可を受けた者は、パネル下部の農地における農作物の生育状況や収量について、毎年、農業委員会を通じて県に報告することが義務づけられていますので、年に1回は行政によるチェックが入ります。仮に、収穫量が地域の平均的な単収と比べて2割以上減少していたり、農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、適正に営農が行なわれていないと判断されますので、農業委員会や許可権者である愛媛県による指導が行われ、それでも改善が見られない場合は、設備の撤去を指導する場合がございます。

[受付番号3]

申請人は農業者1名、申請地は大三島地区野々江の1筆で、地目は畑、面積は12㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農家住宅敷地拡張であり、既存施設の拡張に該当し、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、大三島地区で農業を営んでいますが、自宅敷地が手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年5月10日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会では協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第81号]

受付番号1]

譲受人は、分家住宅を建築する目的で、平成21年10月29日付愛媛県指令東産(地5)第435号で農地転用許可を受けたものの、許可取得後に譲受人が離婚し分家住宅建築が困難な状況となったため、この度、許可の取消しを申し出るものでございます。

[受付番号2]

譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区東村5丁目の1筆で、地目は田、面積は329㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自らが経営する会社の資材置場を土地所有者に返却することに伴い新たな資材置場を探す必要が生じたため、会社に隣接する申請地を譲り受け貸露天資材置場として整備し、会社に貸し付けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は公務員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は畑、面積は430㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、中寺弁天泉公園及び真木歯科から500m以内で、上下水道が前面道

路に埋設されている農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、手狭で不便なため、学校やスーパーが近く生活環境が良い申請地を父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号4] 譲受人は農業法人、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は田、面積は1,184㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては農用地区域内農地ではありますが、譲受人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農振法に基づく農用地利用計画の指定用途に供する場合に該当することから農用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、法人所有の農機具等を組合員の自宅に分散して保管していますが、農機具や資材を集約管理することで業務の効率化や安全性を高めるため、耕作地に近い申請地を譲り受け、農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業兼自営業者1名、申請地は波方地区小部の1筆で、地目は畑、面積は354㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、妻の実家に近い申請地を妻の父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号6] 譲受人は、太陽光発電システムを設置する目的で、令和2年5月28日付愛媛県指令東産（地5）第292号で農地転用許可を受け工事着手したところ、近隣住民の親族から工事を中止するよう要望があり、話し合いの結果、太陽光発電システムの設置が困難な状況となったため、この度、許可の取消しを申し出るものでございます。

- [受付番号7] 譲受人は公務員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大西地区山之内の1筆で、地目は田、面積は276㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、農業後継者として農家住宅を建築するために、実家の住宅敷地に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

- [受付番号8] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大西地区山之内の1筆で、地目は田、面積は33㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供する

ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、親と同居していますが、家族が増え手狭になったため、実家に近い申請地と宅地を譲り受け、自家用車の駐車スペースを確保するため、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号9] 譲受人は造船業を営む法人、譲渡人は農業者5名、会社員1名、自営業者1名、申請地は吉海地区本庄の8筆で、地目は畑、面積は合計6,825㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、今後の事業規模拡大に伴い工場敷地内の駐車場に作業ヤードを整備するため、工場に近接する利便性の良い申請地を譲り受け、従業員等の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号10] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は吉海地区本庄の1筆で、地目は畑、面積は822㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号11] 譲受人は、自己用住宅を建築する目的で、平成26年7月17日付愛媛県指令東産(地5)第324号で農地転用許可を受けたものの、転用許可取得後、譲受人の家族の通院に便利な場所に住居を構える必要が生じ、申請地での住宅建築が困難な状況となったため、この度、許可の取消しを申し出るものでございます。

[受付番号12] 譲受人はコンサルタント業を営む法人、譲渡人は農業者2名、農業兼会社員1名、申請地は伯方地区北浦の3筆で、地目は田、面積は合計1,072㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

す。

[受付番号 13
15、16、17]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら4件、受付番号13、15、16、17の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は同一で会社役員1名、受付番号13の申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畑、面積は758㎡、受付番号15の申請地は大三島地区宮浦の2筆で、地目は畑、面積は合計905㎡、受付番号16申請地は大三島地区台の4筆で、地目は畑、面積は合計1,252㎡、受付番号17の申請地は大三島地区台の1筆で、地目は畑、面積は1,337㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多い太陽光発電に適している申請地を使用貸借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号 14]

譲受人は農業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は上浦地区井口の1筆で、地目は畑、面積は171㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市上浦支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、県外から移住して農業を営んでおりますが、現在借家住まいであり手狭で不便なため、耕作地に近い申請地と宅地を譲り受け、農業用倉庫を増築するため自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年2月15日で、許可日から令和3年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会にて協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
議員 (意見、質問なし)

- 議 長 許可することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
議 長 なお、議案第 80 号 受付番号 2、3 議案第 81 号 受付番号 4、9、15、16、17 については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。
- 議 長 議案第 83 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それではご説明いたします。
議案第 83 号は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積に係る別段面積の設定についてでございます。
農業委員会が行う許可の審査基準を公にすることが必要であるため、今年度の別段面積の設定については次のとおり提案し、各地区小委員会において協議、了解をいただいております。
提案内容としましては、
○農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について、
方針 今治市全域の下限面積に係る別段面積を現行の 30 アールとし、設定の区域及び面積の修正を行わない
理由 今治市農地台帳で、今治市全域の農家で 30 アール未満の農地を耕作している農家の割合が、引き続き農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号を満たしているため
ということでございます。
- 議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり承認することにいたします。
- 議 長 議案第 84 号 今治市農業委員会耕作届事務処理要綱の一部を改正する要綱制定について
議案第 85 号 今治市農業委員会農地原形変更に関する指導要綱の一部を改正する要綱制定について
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それではご説明いたします。
議案第 84 号及び議案第 85 号については、市民の行政手続きに係る押印廃止の一環として申請書の書式を変更するものです。
1 ページをご覧ください。議案第 84 号「今治市農業委員会耕作届事務処理要綱の一部を改正する要綱制定について」でございます。
新たに土地を農地台帳に登載しようとする際の「耕作届」の書式を変更しようとするものです。議案として掲げているのは変更後の書式です。2 ページをご覧ください。変更内容は、書式から「印」をすべて削り、「所有者」の欄に「電話番号」を加え、末尾に「【記載要領】農業委員又は農地利用最適化推進委員は署名をお願いします。」を加えるものです。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日としております。
3 ページをご覧ください。議案第 85 号「今治市農業委員会農地原形変更に関する指導要綱の一部を改正する要綱制定について」でございます。
田を地上げし畑にするなど農地の原形変更しようとする際の「農地原形変更届」の書式を変更しようとするものです。議案として掲げているのは変更後の書式です。4 ページをご覧ください。変更内容は、書式から「印」をすべて削り、「届出者」及び「土地所有者」の欄に「電話番号」を加え、5 ページの末尾に「【記載要領】「部落総代・自治会長」及び「農業委員又は農地利用最適化推進委員」は署名をお願いします。」を加えるものです。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日としております。
- 議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり決定することにいたします。

議 長 報告第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。

報告第 52 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 53 号は農地法第 5 条届出でございます。

報告第 52 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 6 件の届出がありました。第 53 号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 3 件の届出があり、合計面積は 1,379 ㎡でありました。第 53 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第 52 号及び第 53 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 54 号
受付番号 1]

令和 3 年 1 月 31 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 2]

令和 3 年 2 月 12 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 3]

令和 3 年 2 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 4]

令和 3 年 1 月 31 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 5]

令和 3 年 1 月 31 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 6]

令和 3 年 2 月 12 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (意見なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
全 員 せっかくの機会でございますが何かございませんか。
議 長 (意見なし)
議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。